

広島県告示第五十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定によって、広島県宮鞆町鍛冶駐車場の使用料徴収事務を次のとおり委託した。

平成二十九年二月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

委 託 を 受 け た 者	主たる事務所の 所在地	委託した年月日 (委託期間)
名 称 及 び 代 表 者 氏 名 公益社団法人福山観光コンベ ンション協会 会長 林 克士	福山市東桜町三番五号	平成二九年一月三十一日 (平成二九年二月一五日) 平成三一年三月三十一日